**性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組**

平成29年３月

（令和４年９月改定）

　府民文化部人権局

**はじめに**

大阪府では、大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成10年10月制定）に基づき、全ての人の人権が尊重される社会を目指し、

・一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現

・誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

を府政運営の基本理念（大阪府人権施策推進基本方針）としている。

 ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティ（以下「性的マイノリティ」という。）の人々については、「出生時に判定された性と性自認（gender identity ジェンダー・アイデンティティ）が一致し、性的指向（sexual orientation セクシュアル・オリエンテーション）は異性」という社会の多数派（マジョリティ）とは異なる者として、誤解や偏見、差別が発生している。

性的マイノリティの人々は近年の調査によると人口の３～10％いると言われており、これを踏まえれば、府内にも少なからぬ当事者が存在することになり、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別をなくしていく必要がある。

そこで、平成29年3月に性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組の方針について、人権局兼務・併任職員会議の下に全庁横断的に整理を行った。

その後、令和元年10月には、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行するとともに、令和2年1月から、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を導入するなど、性的マイノリティの人権問題についての理解増進と当事者が抱える課題の解決に向け、様々な取組を進めてきた。

さらに、令和３年12月には、「大阪府人権施策推進基本方針」を変更し、性的マイノリティの人権問題を新たに取り組むべき主要課題へと位置付けた。

**１．性的マイノリティの人権問題について**

性的指向とは、自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいい、性自認とは、自己の性別についての認識をいう。性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、性的指向や性自認を持たない人もいる。

性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりできるものではない。

性の多様性に関する無理解により、個人の社会参加の機会が制限されるようなことはあってはならず、また、性的指向や性自認を理由とした差別は決して許されない。

しかしながら、いまだに性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じている。

令和2年に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」では、回答者の75.5%が性的マイノリティの人権問題を「知っている」と回答している。

前回調査（平成27年）と比べ、32.2ポイント上昇しており一定の認知度の向上が見られるものの、子どもの人権問題や女性の人権問題など他の人権問題より未だ低い状況であり、引き続き、理解増進に向けた取組を行っていく必要がある。

誰一人取り残さない、そして誰もがありのまま、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく必要がある。

**２．性的マイノリティに関する社会の動向**

国は、性的マイノリティの人権問題については、平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「・・・同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う」と明記し、関係府省において各種啓発活動や人権相談を実施している。

平成16年7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て法令上の性別の取扱いと戸籍上の性別記載の変更が可能となった（平成20年6月、要件の一つである「現に子がいないこと」が「未成年の子がいないこと」に緩和）。

性的マイノリティの人々への理解・支援が世界的に拡がりを見せる中、平成26年12月にオリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が追加され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の基本計画にも、「多様性と調和」を基本コンセプトに「性的指向」が明記された。また、「社会で直面する困難のリスト」「困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」の公表等、当事者団体の活発な活動も見られる。

　その他、文部科学省においては、平成29年に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知することが記載され、また、厚生労働省においては、令和２年に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、パワーハラメントに該当することが考えられる例として、労働者の性的指向や性自認について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること等が明記されるなど**（別紙１）**、様々な取組が進められている。

地方自治体では、平成25年9月、大阪市淀川区が全国で初めて「ＬＧＢＴ支援宣言」を行ったほか、専門相談窓口やコミュニティスペースの開設等多様な取組を行っており、同様の取組が他の自治体においても進められている。

平成27年4月には、渋谷区が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め証明する条例を制定し、その後、条例や要綱による同様の取組が全国的に広がり、現在では、大阪府も含めた200を超える自治体において導入されている。

また、千葉市では、同性パートナーと同居している職員について、結婚休暇に相当する「パートナー休暇」や介護休暇を平成29年1月から導入している。

大阪府においても、令和２年４月から、性的マイノリティ当事者である職員に対し、結婚休暇、服喪休暇といった特別休暇や介護休暇等の取得や、令和４年４月からは、結婚祝金等が対象になった。

民間企業においても、「ダイバーシティ＆インクルージョン」（多様性を受け入れ企業の活力とする考え方）の一環として同性パートナーを対象とする福利厚生等の社内制度の見直しや、性的マイノリティを支援するサービスの開発・提供を行う動きが進んでいる。

**３．大阪府における取組**

**(1)　基本的な考え方**

性的マイノリティの人権問題については、前述したとおり、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行するとともに、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき平成13年に策定した「大阪府人権施策推進基本方針」（令和３年12月変更）において、取り組むべき主要課題の一つに位置付け、また、「大阪府自殺対策基本指針」（平成30年）や「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」においても明記するなど**（別紙２）**、啓発、研修、相談等に取り組んできた。

令和２年実施の「人権問題に関する府民意識調査」では、個別の人権問題別の認知度は「性的マイノリティの人権問題」が75.5%という結果であり、5年前の同じ調査に比べ、32.2ポイント上昇したが、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の人権問題に比してまだ十分に理解は進んでいない。

国際社会において近年、性的マイノリティの人々への理解を深め、支援を行う動きが広がってきており、我が国においても、実効ある取組が一層求められるところである。

大阪府としては、この問題に対する理解がまだ十分に進んでいない状況を踏まえ、引き続き、性的マイノリティの人々についての正しい知識の普及・定着を図り、差別や誤解、偏見をなくしていくことが必要である。併せて、当事者が抱える困難の解消に資するよう、相談に的確に応じ、相談機能を充実することも必要である。

（府職員の取組姿勢）

とりわけ、住民の福祉向上に携わる地方公務員は、東京都青年の家事件東京高裁判決（平成９年９月16日）が「行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、・・・無関心であったり、知識が無いということは公権力の行使に当たる者として許されない」と判示したように、性的マイノリティの人権問題について十分に、かつ、正しく理解し、適切に対応・行動しなければならない。

カミングアウトの有無にかかわらず、当事者が自らの職場を含め身近にいることを前提に、全ての行政事務･サービスを進めていく必要がある。加えて、施策の立案等においても、性的マイノリティの人々への配慮を常に意識することが必要である。

また、公の施設の指定管理者や受託業者の従業員等、府の業務の一端を担っている者についても、府職員同様の人権感覚が求められる。

事務執行等を通じて知り得た、人の性的指向や性自認、戸籍上の氏名・性別に関する情報はセンシティブな情報であり、厳重に保護しなければならない。また、当事者がカミングアウトした内容を本人の同意なく他に漏らすこと（アウティング）は許されない[[1]](#footnote-1)。事案によっては損害賠償を求められたり、名誉毀損罪等で刑事責任を問われることもある。

**(2)　具体的な取組**

府としては、性的マイノリティの人権問題についての理解増進を図り、今後の課題解決の取組のための基礎となるよう、以下の取組を引き続き推進する。

**①　府民意識の啓発**

性的マイノリティの人権問題についての府民の認識・理解を深めていくには、あらゆる機会を通じた効果的な啓発活動が重要である。

〔これまで〕

府民向けの啓発媒体である人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」や人権局ホームページで取り上げるとともに、人権情報誌「そうぞう」でも特集を組んでいる。

また、平成29年度以降、府民や事業者を対象とした講演会を開催している。

さらには、啓発リーフレットやポスターの作成やシネマ広告による啓発動画の放映を行った。

平成28年度からは、人権週間（12月4日～10日）において、府立中央図書館とタイアップした企画展示（関連図書の紹介など）を行っている。

この他、企業向け啓発冊子「採用と人権」等、様々な媒体により啓発を実施するとともに、各部局において所管の行政分野に従事する専門職員、事業者等への啓発を行っている。

〔これから〕

これらの取組に加え、多様な手段により府民の理解増進に向けた啓発をさらに進める。その際には、自然な形で関心を持ってもらえるよう、対象者に応じて媒体や手法、内容等を工夫する。

**②　府職員に対する研修**

府職員は、窓口業務はもちろん、各行政分野での施策推進の過程において、性的マイノリティの人々と接する機会が想定される。性的マイノリティの人々は「理解してもらえないのではないか」「当事者であることが分かってしまうのではないか、ばらされてしまうのではないか」と不安を感じて、役所に行くことを躊躇し、必要な行政サービスを受ける機会を逸することがある。

カミングアウトしないイコール存在しない、のではない。身近に存在するとの意識で、府職員一人一人が性的マイノリティの人々について十分に、かつ、正しく理解し、当事者に寄り添った適切な対応ができるようにすることが必要である。

加えて、施策の立案等も、性的マイノリティの人々への配慮を常に意識して進めることが必要である。

〔これまで〕

職員研修センターが実施する階層別研修において、新規採用者、新任主査級、新任課長補佐級、新任課長級の研修プログラムの一つ「大阪府の人権施策」の中で、性的マイノリティの人権問題について取り上げるほか、教育庁では、教職員向けの人権教育リーフレットシリーズを作成するとともに、教育センターを中心に、教職員向け研修を計画的に実施している。

また、平成28年度以降、府職員一人一人の性的マイノリティについての理解がより深まるよう、学識経験者等を講師に招き庁内全部局の職員を対象に研修会を実施している。

平成29年度には、理解が広範に行き渡るよう自己研修の啓発ツールを制作した。

なお、府職員だけでなく、人権に密接な関わりを持ち、人権について高い見識が求められている社会福祉施設職員、民間社会福祉事業従事者、公正採用選考人権啓発推進員等を対象にした研修も、それぞれの所管部局が実施している。

また、府職員同様の人権感覚が求められる、公の施設の指定管理者及び受託業者の従業員等に対する人権研修が、各事業者において実施されている。

〔これから〕

これらの取組に加え、府職員一人一人の性的マイノリティの人々についての理解がより深まるよう、研修の機会を設けるとともに、庁内横断的な取組の核となる人権局兼務・併任職員や当事者と接する機会が多いと思われる行政分野の職員を対象とした、課題解決を支援する研修を実施する。また、性的マイノリティへの理解者、支援者であるアライ[[2]](#footnote-2)を職員に増やしていくことで、当事者支援を図る。

**③　当事者や家族等の関係者への相談体制の充実**

性的マイノリティの人々やその家族等は、行政のどこに相談すればよいのか、相談しても受け容れてもらえるのか等、様々な不安を抱えている。こうした不安を払拭し、気軽に相談できるよう、当事者が抱える課題に関係する行政分野での相談体制の充実を図るとともに、また、アクセスしやすくすることが必要である。

〔これまで〕

人権局では、専門相談員による「人権相談窓口」を開設し、性的マイノリティの人々の人権侵害事例も含めた様々な悩みも受け付けており、相談内容に応じて、弁護士等の専門家や当事者団体等より適切な機関に「つなぐ」ことも行っている。特に、年に２回、性的マイノリティの人権問題の集中相談月間と定め、周知を図っている。

また、福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野における相談窓口・事業においても、性的マイノリティの人々の相談にも対応している。

なお、府職員については、職員総合相談センターが人間関係、セクハラに関する悩み等総合的に対応しているほか、産業医や保健師による健康相談及びストレス相談室が健康上の相談に対応している。

大阪府及び大阪府関連の相談窓口**（別紙３）**

〔これから〕

これらの相談窓口・事業が性的マイノリティの人々の相談にも的確に対応できるよう、相談員のスキルアップ、個人情報保護に留意しつつ相談事例の共有、関係情報の提供等に努める。また、必要に応じ、性的マイノリティの人々の相談にも応じていることがより分かりやすいよう、周知に工夫を加える。

（市町村の取組の支援）

身近な相談先である市町村においても、性的マイノリティの人々の専門窓口を開設しているところ（大阪市淀川区役所等）もあるが、多くは人権はじめ各行政分野で相談を受け付けている。これに対し、大阪府では、市町村が取り組む相談事業を支援及び促進するため、大阪府総合相談事業交付金を交付するとともに、市町村の相談機能の充実の観点から、相談員の養成講座のカリキュラム設定や複雑・困難な相談事案に対する助言、相談事例の共有等の支援事業を実施している。

この他、市町村の人権行政担当者の会議の場を活用して、収集した先進事例、好事例の共有、情報交換や研修を行っている。

**④　大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の活用**

令和２年１月、性的マイノリティ当事者がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を大阪府として公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始した。

本制度を通じて、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指した取組を推進することが必要である。

〔これまで〕

府営住宅の入居資格要件を拡大し、パートナーシップ関係にある方の入居申込を可能とした。また、府内市町の一部の公営住宅でも入居が可能となっている。

パートナーシップ宣誓証明制度を実施する府内８市（大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市）と協定を締結し、令和４年９月には、締結自治体内での住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図った。

　〔これから〕

本制度に係る当事者の負担を軽減するなどの利便性の向上に努めるとともに、様々なサービスの提供にあたり法律上の配偶者であることを要件としている制度について、パートナーシップの関係にある方についても適用することができないか、検討を進めるとともに事業者への働きかけを進めていく。

**⑤　その他**

前述に記載の取組の他、国の動向も踏まえつつ、当事者や学識経験者等の意見も聴きながら、各行政分野において、必要な対策を進めていく。

〔これまで〕

当事者やその支援団体等が開催するイベントその他の事業について、当事者のエンパワメントや府民の理解増進の観点から、後援名義の使用承認や知事メッセージの提供といった形で支援を行っている。

性別を記載することに抵抗がある人への配慮をきっかけとして、平成30年度に、府民の方とやり取りのある行政文書について全庁的に性別記載の点検・見直しを行った。

大阪府では、令和２年４月から、性的マイノリティ当事者である職員に対し、結婚休暇、服喪休暇といった特別休暇や介護休暇等の取得や、令和４年４月からは、結婚祝金等が対象になった。また、令和４年４月から健康診断の受診日について、これまで男女別日程であったが、男女共同実施日を設けた。

〔これから〕

当事者やその支援団体等が開催するイベントその他の事業に関する支援や連携、意見交換を行うとともに、性別記載欄については、今後も、不要な性別記載欄を設けないこと、また、性別記載欄を必要とする場合であっても、記載方法の工夫を行うなどの取組を進めていく。

また、性的マイノリティであることで利用しづらい制度やサービス等がないかという点検の観点をもち、必要に応じ、要件の緩和やそのための検討を進めていく。

トイレや更衣室といった職場環境の整備については、当事者の事情やニーズは様々であり、当事者や学識経験者等の意見を聴き、周囲の理解やコスト、それぞれの施設が置かれている状況等を踏まえた上で、柔軟な対応を検討していく。

**終わりに**

以上のように、大阪府では、性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組を引き続き推進するとともに、今後、この取組を基礎として、国の動向も踏まえつつ、当事者（団体）や学識経験者等の意見も聴きながら、当事者が抱える課題の解決に向け、各行政分野において、現行制度の中で可能な取組について真摯に検討していく。その際に必要な全庁横断的な調整・検討は、人権局兼務・併任職員会議が中心となって行う。

なお、当事者が抱える課題は様々な分野にわたっており、その解決には婚姻制度をはじめ法制度の見直しや社会的コンセンサスの必要なものもある。このような課題については、国等における国民的議論の動向を踏まえ、適切に対応していく。

**性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組　別紙**

**１．国の主な取組事例**

**【人事院】**

平成28年に、「人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について」の改正が行われ、「性的な言動」に性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれると明記された。

**【総務省】**

平成28年に、性別を記載しない「住民票記載事項証明書」や「印鑑登録証明書」の発行を認めることについて、全国の自治体に通知が出された。

**【法務省】**

啓発活動強調事項において、平成14年度から「性的指向を理由とする差別をなくそう」を、平成16年度から「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」を掲げ、現在は「性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう」とし、人権啓発活動を推進している。

**【文部科学省】**

平成27年に、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知するとともに、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が作成・公表された。

また、平成29年に、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知することが記載された。

**【厚生労働省】**

平成24年の「自殺総合対策大綱」において、自殺の恐れが高い層として性的マイノリティについての言及がなされ、平成29年には、重点施策として、社会全体の自殺リスクを低下させる取組として、性的マイノリティへの支援の充実が記載された。

平成28年に「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」が改正され、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれ、また、被害を受けた者の性的指向・性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも本指針の対象となるものであると明記された。

令和２年には、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、パワーハラメントに該当することが考えられる例として、労働者の性的指向や性自認について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること等が明記された。

「公正な採用選考をめざして」の事業主向け冊子においては、性的マイノリティの理解を深めるためのコラムや性的指向・性自認に関わらず能力や適性に基づいた公正な採用選考を行うよう記載している。

**【国土交通省】**

平成29年の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」において、LGBTが住宅確保要配慮者に含まれ得るとした。

**２．大阪府の主な取組事例**

**【府民文化部】**

「おおさか男女共同参画プラン（2021―2025）」において「性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進」を明記し、また、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」においては、被害者の状況に配慮した相談機能の充実として「LGBTなど性的マイノリティへの配慮」を明記した。

性的指向や性自認を理由とする差別や偏見のない大学をめざし、各種の取組を進めるため、大阪公立大学は「大阪公立大学SOGIの多様性と学生生活に関わるガイドライン」（令和４年4月）を策定した。

**【福祉部】**

「大阪府高齢者計画2021」（令和3年3月）において、計画の基本理念の一つである「人権の尊重」に「性的マイノリティ等に係る人権上の諸問題を十分考慮」することを明記し、「第５次大阪府障がい者計画」（令和3年3月）においては、計画内のコラム「生きづらさを抱えている人たち」にて性的マイノリティが抱える困難が理解されにくいこと等を記載した。

**【健康医療部】**

「大阪府自殺対策基本指針」（平成30年3月）において、「自殺のリスクが高いことが指摘されている、依存症やその実情が社会的に十分理解されていない性的マイノリティについて、理解の促進を図る。」ことを明記した。

**【都市整備部】**

「大阪府居住安定確保計画」（令和3年12月）において、住宅確保要配慮者として性的マイノリティを位置づけ、現状及び課題、施策の推進について明記した。

**【教育庁】**

府教育委員会が市町村教育委員会に対する指導・助言の基本方針としている「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、平成26年度から性的マイノリティの子どもへの対応について明記した。

また、「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」（平成29年5月16日）において、性的マイノリティについての基本的な考え方及びセクシュアル・ハラスメントの防止にあたっての基本的な観点について明記するとともに、教職員向けに「性の多様性の理解を進めるために」（令和２年4月）を作成した。

**３．大阪府及び大阪府関連の相談窓口**

※いずれも性的マイノリティのみを対象とした専門相談機関ではない。

※相談にあたってはそれぞれの相談窓口へ問い合わせのこと、特に、面接相談については、事前に予約等がない場合、当

日対応等ができない場合があるので注意。

（令和４年９月１日時点）

【人権】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 大阪府人権相談窓口 | 月曜日から金曜日：9時30分から17時30分 火曜日：17時30分から20時 毎月第4日曜日：9時30分から17時30分（祝日、年末年始除く） | 府民からの人権に関する相談に対応し、課題に応じた情報の提供や相談機関を紹介（面接、電話、Eメール、FAX、手紙） | 【電話】06-6581-8634（つながらない場合は、06-6581-8635もご利用いただくことが可能）【FAX】06-6581-8614【Eメール】 so-dan@jinken-osaka.jp | 人権擁護課 |

【ジェンダーやセクシュアリティ】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 女性相談 | 【電話相談】火曜日から金曜日：16時から20時土曜日、日曜日：10時から16時【面接相談】火曜日から金曜日：17時から21時土曜日、日曜日：10時から18時【ＳＮＳ相談】第1から4火曜日：12時から18時第1・3土曜日：10時から16時（祝日（土曜日、日曜日除く）、年末年始除く） | 女性が直面している様々な問題についての相談に対応（面接、電話、SNS） | 【電話】06-6937-7800【面接相談予約専用電話】06-6910-8588【ＳＮＳ】　CureTimeでのチャット相談 | 男女参画・府民協働課 |
| 男性のための電話相談 | 第1・4水曜日、第2・3土曜日：16時から20時 | 夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談を実施 | 【電話】06-6910-6596 | 男女参画・府民協働課 |
| 女性相談センター | 月曜日から日曜日：9時から20時（祝日を除く）上記以外は、夜間・祝日DV電話相談：24時間365日 | 配偶者、恋人等からの暴力の相談や女性相談（ストーカー被害、夫婦・家庭のトラブル、対人関係の悩み等）に対応。必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等自立支援（面接、電話） | 【電話】06-6949-6022【夜間・祝日DV電話相談】　　　　06-6946-7890 | 家庭支援課 |
| 子ども家庭センター | 月曜日から金曜日：9時から17時45分（祝日、年末年始を除く） | 配偶者、恋人等からの暴力の相談やストーカー被害に関する相談に対応（面接、電話） | 各子ども家庭センターまで | 家庭支援課 |

【子どもや学生】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 子ども家庭センター | 月曜日から金曜日：9時から17時45分（祝日、年末年始を除く） | 子どもや家庭についての相談・おおむね25歳までの青少年についての相談に対応（面談、電話） | 各子ども家庭センターまで | 家庭支援課 |
| 子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル | 24時間365日 | 子どもからの電話相談に対応 | 【電話】0120-7285-25 | 家庭支援課 |
| 高校生活支援カード | 府立高校入学時 | 高校生活への不安やニーズを把握し、適切な指導・支援の充実につなげるため、入学時、全生徒・保護者の協力のもと作成 | 府立高校 | 高等学校課 |
| 子どもを守る被害者救済システム | 月曜日、火曜日、木曜日：10時から20時（祝日、年末年始除く） | 学校において児童・生徒が被害者となる事象が生起した際に、課題の解決や児童・生徒の救済を実施（面談、電話） | 【電話（子ども専用無料）】0120-928-704【電話（保護者等）】06-4394-8754【面接相談予約専用FAX】06-4394-8501 | 小中学校課 |
| すこやか教育相談・すこやかホットライン・さわやかホットライン | 【面接・電話相談】月曜日から金曜日：9時30分から17時30分（祝日、年末年始除く）【メール･FAX相談】24時間受付（返信は後日）【LINE相談】府内児童生徒のみ毎週月曜日及び特設日：17時から21時（受付は20時30分まで） | 相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援を実施（電話、Eメール、FAX、LINE）学校を通して依頼される面接相談によって学校と連携して支援を実施※LINE相談は子どものみ | 〇子どもからの相談（すこやかホットライン）　　【電話】06-6607-7361 【Eメール】 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp〇保護者からの相談（さわやかホットライン）　　【電話】06-6607-7362　【Eメール】 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp〇【FAX】06-6607-9826　〇【LINE相談】各学校に配付しているポスター・カードより登録して相談 | 大阪府教育センター |
| 大阪公立大学アクセシビリティセンター | 月曜日から金曜日：9時から17時45分 | 障がい、性的指向や性自認（SOGI）等を理由として支援を必要とする府立学生のための相談・支援（面談、電話、Eメール） | 【電話】072-254-9867【Ｅメール】gr-gks-ac@omu.ac.jp | 大阪公立大学学生課 |

【外国人】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 大阪府外国人情報コーナー | 月曜日、金曜日：9時から20時火曜日から木曜日：9時から17時30分　（祝日、年末年始除く） 第2、第4日曜日：13時から17時 | 在住外国人等に対し、11言語により、生活や就労等に関する情報提供や相談に対応（面談、電話、Eメール、FAX） | 【電話】06-6941-2297 【FAX】 06-6966-2401　【Eメール】 jouhou-c@ofix.or.jp　 | 国際課 |

【福祉】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 町村(福祉事務所設置自治体を除く）における生活保護や母子・父子家庭及び寡婦からの相談 | 月曜日から金曜日：9時から17時45分（祝日、年末年始除く） | 生活保護や母子・父子家庭及び寡婦からの相談に対応 | 〇池田子ども家庭センター【電話】072-752-6287 072-752-7948【FAX】072-754-1553　〇富田林子ども家庭センター【電話】0721-25-1131（内298、244）【FAX】0721-25-1173〇岸和田子ども家庭センター【電話】072-430-4321【FAX】072-430-4322 | 各子ども家庭センター |
| 福祉サービス利用者からの相談 | 月曜日から金曜日：10時から16時（祝日、年末年始除く） | 子ども、障がい者、高齢者等に関わる福祉施設の利用や居宅でのホームヘルプサービス、通所のデイサービス等の福祉サービスに関する苦情の中で、事業者／利用者間で解決困難な事例について、相談、助言、事情調査、あっせん等を実施（電話、Eメール、FAX、手紙） | 【電話】06-6191-3130【FAX】06-6191-5660【メールフォーム】https://www.osakafusyakyo.or.jp/information/index.php?tekisei=1 | （社福）大阪府社会福祉協議会　運営適正化委員会 |

【医療】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 大阪府医療安全相談センター　医療相談コーナー | 月曜日から金曜日：9時から12時、13時から17時30分（祝日、年末年始除く）  | 医療に関する相談や医療機関を利用するにあたっての相談等に対応（面談、電話） | 医療機関の所在地を管轄する各保健所 | 保健医療企画課 |
| 大阪府こころのほっとライン | 水曜日・土曜日・日曜日：17時30分から22時30分（最終受付：22時00分） | 若年層を対象としたSNSを利用した文字チャットによる相談に対応 | 【LINE相談】対称は大学生等、助産婦の方で、QRコードは協力校や母子手帳配布時にカード等を配布 | 地域保健課 |
| こころの健康相談 | 月曜日から金曜日：９時から17時45分（祝日、年末年始除く） | 各保健所（大阪市・堺市除く）にて、こころの不調やこころの病（精神疾患）に関する相談に対応（面談、電話、訪問等） | 各保健所 | 地域保健課 |
| こころの健康相談統一ダイヤル | 月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）〇大阪府在住の方（大阪市・堺市除く）　９時30分から17時〇大阪市在住の方　10時から17時〇堺市在住の方 9時から12時、12時45分から17時※民間団体による夜間相談　18時30分から22時30分（22時まで受付） | 全国共通の電話番号で、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続こころの悩みに対応 | 【電話】0570-064-556 | こころの健康総合センター |
| こころの電話相談 | 月曜日から金曜日：9時30分から17時（祝日、年末年始除く）※毎週水曜日は「若者専用電話相談　わかぼちダイヤル」として実施 | こころの病に悩む方、こころの健康に不安を持つ方、医療機関・障がい福祉サービス等の情報を知りたい方の相談に対応 | 【電話】06-6607-8814 | こころの健康総合センター |

【労働】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| OSAKAしごとフィールド | 月曜日から金曜日：9時30分から20時土曜日：9時30分から16時（祝日、年末年始除く） | カウンセラー等によるキャリアカウンセリングや就職活動に関する情報を提供。また、2ヶ月に1回程度「働くこと」をテーマに当事者の方を中心に「LGBTQコミュニティスペースfor work」を開催。 | 【電話】06-4794-9198 | 雇用推進室就業促進課 |
| 労働相談 | 月曜日から金曜日：9時から12時15分、13時から18時（毎週木曜日は20時まで）（祝日、年末年始除く） | 府内で働く労働者及び使用者の様々な労働相談に対応（面談、電話） | 【電話】06-6946-2600 | 労働環境課 |

【住宅】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 住宅相談室 | 月曜日から金曜日：9時から12時、13時から17時30分（祝日、年末年始除く） | 住宅に関する様々な相談に対応（面接、電話） | 【電話】06-6944-8269 | 居住企画課 |

【性犯罪被害に関すること】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 性犯罪被害１１０番 | 終日 | 性犯罪被害に関する電話相談に対応 | 【電話】0120-548-110　#8103 | 刑事部捜査第一課 |

【職員・府立学校教職員・警察職員向け】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 開設・受付日時 | 内容 | 相談窓口情報 | 担当課 |
| 産業医、保健師による職員健康相談ストレス相談室 | 〇産業医、保健師による職員健康相談個別対応〇ストレス相談室水曜日、木曜日、金曜日：9時30分から16時 | 職員の健康に関する相談に産業医、保健師が面談にて対応 | 〇産業医、保健師による職員健康相談　【電話】06-6910-6826　【Eメール】​jinji-g12@sbox.pref.osaka.lg.jp〇ストレス相談室　【電話】06-6910-6827 | 企画厚生課 |
| 職員総合相談センター | 月曜日から金曜日：10時から16時30分（祝日、年末年始除く） | 職員や、府立学校教職員、警察職員を対象に、勤務条件、職場の人間関係、セクハラ・パワハラ等、職員の様々な相談に対応（面談、電話、Eメール、FAX、手紙） | 【電話】06-6613-8111【FAX】06-6210-9924【Eメール】shokuinsoudan@sbox.pref.osaka.lg.jp | 人事委員会事務局 |
| すこやか教育相談・しなやかホットライン（教職員専用） | 月曜日から金曜日：9時30分から17時30分（祝日、年末年始除く） | 教職員を対象として、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援（電話、Eメール、FAX） | 〇教職員からの相談（しなやかホットライン）　【電話】06-6607-7363【Eメール】 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp【FAX】06-6607-9826 | 大阪府教育センター |
| 健康相談（警察職員専用） | 月曜日から金曜日：9時から17時45分（祝日、年末年始除く） | 警察職員の健康相談に対応（電話、Eメール） | 警察職員専用であるため非公開 | 警務部健康管理センター |

1. 平成27年8月に大学院生がアウティング後に転落死した事件では、東京高裁はアウティングは「人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害するものであって許されない行為であることは明らかである」とした。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 英語で同盟者という意味の「ally」が語源で、困りごとや問題を抱えている人がいるとき、「自分の問題」として一緒に考え、行動する人をいう。 [↑](#footnote-ref-2)